

ふくい産業ＡＸコンソーシアム運営業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和８年８月３日

福井県知事 石田 嵩人

１．企画提案書の提出を求める事項

（１）企画提案書の提出を求める業務（以下「公示業務」という。）の名称

ふくい産業ＡＸコンソーシアム運営業務

（２）公示業務の内容

「ふくい産業ＡＸコンソーシアム運営業務仕様書」のとおり

（３）契約期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

（４）提案金額の上限

提案金額の上限は、８，０００，０００円（消費税および地方消費税込）とする。

２．企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することができる者は、法人または共同企業体であつて、公示業務の実施に必要な能力を有し、以下の資格要件をすべて満たしている者であること

（１）法人

① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者でないこと

② 参加資格認定の日において、会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること

③ 国税または主たる事業所の所在地での地方税（都道府県税）を滞納している者でないこと

④ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 共同企業体

① (1) の①から④に掲げる要件の全てを満たす個人または法人により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）で次に掲げる事項を定めた協定書を締結していること。

ア 共同企業体の目的

イ 共同企業体の名称

ウ 構成員の名称および所在地

エ 代表構成員の名称および権限

オ 構成員の出資割合

カ 各構成員の責任

キ 利益金および欠損金の配当ならびに負担の割合

ク 取引金融機関の名称

ケ 業務期間中における構成員の脱退に関する措置

コ 業務期間中における構成員の破産、会社更生、民事再生手続または解散に対する措置

サ 共同企業体解散後の契約不適合責任

なお、本件契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ本県と協議すること。

② 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

③ 全ての構成員が、本件提案に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

3. 募集要領等の交付

募集要領等については、次のとおり交付する。

①交付期間	令和8年8月3日（月）～令和8年8月10日（月）まで 土・日・祝を除く9時から17時の間
②交付場所	〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県産業労働部経営改革課創業・DX支援グループ なお、同課ホームページからもダウンロードすることができる。
③交付資料	・募集要領 ・申請様式 ・仕様書 ・契約書（案） ・企画提案書作成要領

4. スケジュール

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 質問票の提出期限 | 令和8年8月10日（月）17時まで |
| (2) 企画提案参加申込書の提出期限 | 令和8年8月12日（水）17時まで |
| (3) 企画提案書等の提出期限 | 令和8年8月19日（水）17時まで |

(4) 審査会

令和8年8月下旬実施予定（別途通知）

5. 審査の方法

(1) 選定方法

提出された提案書の内容について、参加申込者によるプレゼンテーションを原則対面で実施する。

提出書類およびプレゼンテーションの内容により、ふくい産業A Xコンソーシアム運営業務選定委員会において審査を行い、最も評価の高かった提案者を委託先候補者として選定する。同点の場合は、選定委員の協議のうえ決定する。

(2) 実施日時

令和8年8月下旬に実施予定（時間は別途通知する。）

(3) 実施場所

別途通知する。

(4) 選定結果の通知

審査結果については、採否に関わらず企画提案書を提出した者に書面で通知する。

なお、審査結果の異議申し立ては、一切受け付けない。

6. その他

(1) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。

(2) 企画提案に係る一切の費用については、応募者の負担とする。

(3) 提出期限後における応募書類の再提出、差替えは認めない。

(4) 企画提案書を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること。また、福井県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報公開を行う場合があることを承知の上で、応募すること。

7. 問い合わせ先・提出先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県産業労働部経営改革課創業・DX支援グループ 担当：森永

電話：0776-20-0537 FAX：0776-20-0371

Email：keieikaikaku@pref.fukui.lg.jp